

入湯税の使途について

入湯税は地方税法第 701 条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和 4 年度の入湯税（2, 9 4 5 千円）は、次のとおり活用しました

【令和4年度入湯税使途状況】

充当事業の区分	事業費	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
			入湯税	その他
環境衛生施設の整備	51, 656	43, 856	173	7, 627
鉱泉源の保護管理施設	0	0	0	0
消防施設等の整備	47, 426	27, 600	441	19, 385
観光施設の整備	58, 521	42, 100	365	16, 056
観光振興	88, 403	0	1, 966	86, 437
合 計	246, 006	113, 556	2, 945	129, 505